

北海道水産業・漁村振興条例の改正について（概要）について

1 改正の趣旨

北海道の豊かな海づくりを次世代に引き継いでいけるよう、令和5年9月に、全国豊かな海づくり大会が北海道で行われたこの機を捉え、その理念を広く道内に波及させ、北海道の豊かな海を守り育て、次世代に継承する取組をより確かなものとするため、豊かな海づくりを北海道水産業・漁村振興条例（以下「条例」という。）第2章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策に明文化するため、条例を改正しようとするものです。

2 改正の内容

- ① 前文に、北海道の豊かな海を守り育て、次代に引き継ぐことを規定します。
- ② 豊かな海づくりの推進に必要な行事の実施やその他必要な措置を講ずる旨、条文を追加します。